

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（送達の方法）</p> <p>2の4-1 法第2条の4の規定により国税通則法（昭和37年法律第66号）第12条《書類の送達》及び第14条《公示送達》の規定が準用される結果、税関長又は税関職員が発する書類の送達は、原則として郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下この章において「信書便法」という。）第2条第6項<u>《定義》</u>に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、それらの方法により難い特別の場合には公示送達によることとなるが、それぞれの具体的方法は、次のとおりである。</p> <p>なお、「書類の送達を受けるべき者」とは、<u>税関事務管理人（法第95条第3項に規定する特定事項に係る書類の送達については、その特定事項を処理させる特定税関事務管理人を含む。）があるときは、その税関事務管理人をいう（国税通則法第12条第1項ただし書）。</u></p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 公示送達は、書類の送達を受けるべき者の住所及び居所がともに明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合に限り、これによるものとする（国税通則法第14条第1項）。この方法による場合には、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及びその書類をいつでも交付する旨を税関の掲示場に掲示する（同条第2項）。この場合において、「住所及び居所が明らかでない場合」とは、送達を受けるべき者について<u>書面調査（電子申請により取得した公簿等の調査を含む。）等、通常必要と認められる調査</u>をしても、<u>なおその住所及び居所がともに不明である場合をいい、「外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合」とは、国交が断絶しており、又は開かれていないこと、国際郵便に関する条約がないこと、戦乱その他の非常事態の生じた地域で送達に重大な支障があること等の事情があり、送達が困難であると認められる場合をいう。</u></p> <p>なお、「住所及び居所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合」に該当するかの判定に当た</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（送達の方法）</p> <p>2の4-1 法第2条の4の規定により国税通則法（昭和37年法律第66号）第12条《書類の送達》及び第14条《公示送達》の規定が準用される結果、税関長又は税関職員が発する書類の送達は、原則として郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下この章において「信書便法」という。）第2条第6項<u>（定義）</u>に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、それらの方法により難い特別の場合には公示送達によることとなるが、それぞれの具体的方法は、次のとおりである。</p> <p>なお、「書類の送達を受けるべき者」とは、<u>税関事務管理人が定められているときは、その税関事務管理人をいう（国税通則法第12条第1項ただし書）。</u></p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 公示送達は、書類の送達を受けるべき者の住所及び居所がともに明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合に限り、これによるものとする（国税通則法第14条第1項）。この方法による場合には、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及びその書類をいつでも交付する旨を税関の掲示場に掲示する（同条第2項）。この場合において、「住所及び居所が明らかでない場合」とは、送達を受けるべき者について<u>書面調査、実地調査等</u>をしても<u>なおその住所及び居所がともに不明である場合をいい、「外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合」とは、国交が断絶しており、又は開かれていないこと、国際郵便に関する条約がないこと、戦乱その他の非常事態の生じた地域で送達に重大な支障があること等の事情があり、送達が困難であると認められる場合をいう。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>つては、法第95条第5項の規定による特定税関事務管理人となり得る者があるかどうかについて考慮する必要はない。ただし、現に同項の規定による特定税関事務管理人がある場合において、送達すべき書類の受領が当該特定税関事務管理人に処理させる同条第3項の特定事項に含まれているときは、公示送達はできないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第1節 通則</p> <p>（納税義務者に関する用語の意義）</p> <p>6-1 法第6条に規定する納税義務者に関する用語の意義は、それぞれ次による。</p> <p>(1) 「貨物を輸入する者」とは、<u>輸入取引（定率法第4条第1項に規定する輸入取引をいう。後記67-3-3の2において同じ。）</u>により輸入される貨物については、原則として仕入書（仕入書がない場合には船荷証券等）に記載されている荷受人（輸入申告者の資格が限定されている場合（関税定率法施行令（昭和29年政令第155号）第7条第2項、第16条の2第2項、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の5第2項等）においては、その該当者（以下「限定申告者」という。））をいい、貨物が輸入の許可前に保税地域等において転売されたような場合には、その転得者をいう（以下これらの者を「輸入者」という。）。</p> <p>(2) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 通関</p> <p style="text-align: center;">第3節 一般輸入通関</p> <p>（<u>貨物を輸入しようとする者の意義</u>）</p> <p><u>67-3-3の2 令第59条第1項第1号に規定する「貨物を輸入しようとする者」の意義については、次による。</u></p> <p>(1) <u>輸入取引により輸入される貨物については、前記6-1(1)に規定する</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第1節 通則</p> <p>（納税義務者に関する用語の意義）</p> <p>6-1 法第6条に規定する納税義務者に関する用語の意義は、それぞれ次による。</p> <p>(1) 「貨物を輸入する者」とは、<u>通常の輸入取引</u>により輸入される貨物については、原則として仕入書（仕入書がない場合には船荷証券等）に記載されている荷受人（輸入申告者の資格が限定されている場合（関税定率法施行令（昭和29年政令第155号）第7条第2項、第16条の2第2項、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の5第2項等）においては、その該当者（以下「限定申告者」という。））をいい、貨物が輸入の許可前に保税地域等において転売されたような場合には、その転得者をいう（以下これらの者を「輸入者」という。）。</p> <p>(2) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第6章 通関</p> <p style="text-align: center;">第3節 一般輸入通関</p> <p><u>（新規）</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>「貨物を輸入する者」と同様とする。</u></p> <p>(2) <u>上記(1)以外の場合には、輸入申告の時点において、国内引取り後の輸入貨物の処分の権限を有する者をいい、その者以外に輸入の目的たる行為を行う者がある場合にはその者を含むものとする。この場合において、輸入の目的たる行為を行う者とは、例えば、次に掲げる者が該当する。</u></p> <p><u>イ 賃貸借契約に基づき輸入される貨物については、当該貨物を賃借して使用する者</u></p> <p><u>ロ 委託販売のために輸入される貨物については、当該貨物の販売の委託を受けて販売する者</u></p> <p><u>ハ 加工・修繕のために輸入される貨物については、当該貨物を加工・修繕する者</u></p> <p><u>ニ 滅却するために輸入される貨物については、当該貨物を滅却する者</u></p> <p><u>なお、当該「貨物を輸入しようとする者」は、法第 6 条の規定に基づき、当該貨物に係る関税を納付する義務を負うことになるので留意する。</u></p> <p>第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p> <p>69の 4 - 3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 識別ポイントに係る資料</p> <p>当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、真正商品又は侵害すると認める物品の<u>特徴（商品名や型番等の特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法）</u>を示したもの</p> <p><u>（特に、侵害すると認める物品が、いわゆるデッドコピー商品の場合には、真正商品と侵害すると認める物品の違いを写真により明示した資料の提出を求めるものとする。）</u></p> <p>(4)及び(5) （省略）</p>	<p>第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p> <p>69の 4 - 3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 識別ポイントに係る資料</p> <p>当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、真正商品又は侵害すると認める物品に<u>特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法を示したもの</u></p> <p>(4)及び(5) （同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（認定手続開始通知）</p> <p>69の12-1-2 法第69条の12第1項及び第2項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並びに同条第3項の規定に基づく当該疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 簡素化手続</p> <p><u>受理されている輸入差止申立てに係る貨物について認定手続を執る場合の取扱いは、上記(1)にかかわらず、次による。</u></p> <p>イ 輸入者等への認定手続開始通知</p> <p>輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）」（C-5811）<u>（保護対象営業秘密に係るものにあつては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）」（保護対象営業秘密関係）」（C-5811-1）、国際郵便物にあつては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）」（C-5813）、保護対象営業秘密に係る国際郵便物にあつては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5813-1）。</u>以下この節において「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者等用）等」という。）を交付することにより行う。</p> <p>ロ 申立人への認定手続開始通知</p> <p>申立人に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）」（C-5815）<u>（保護対象営業秘密に係るものにあつては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）」（保護対象営業秘密関係）」（C-5815-1）。</u>以下この節において「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）等」という。）を交付することにより行う。</p> <p>(3) （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（認定手続開始通知）</p> <p>69の12-1-2 法第69条の12第1項及び第2項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並びに同条第3項の規定に基づく当該疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 簡素化手続</p> <p>イ 輸入者等への認定手続開始通知</p> <p><u>受理されている輸入差止申立て（特許権、実用新案権、意匠権又は保護対象営業秘密に係るものを除く。）に係る貨物について認定手続を執る場合は、上記(1)イにかかわらず、輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）」（C-5811）（国際郵便物にあつては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）」（C-5813）。</u>以下この節において「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者等用）」という。）を交付することにより行う。</p> <p>ロ 申立人への認定手続開始通知</p> <p><u>受理されている輸入差止申立て（特許権、実用新案権、意匠権又は保護対象営業秘密に係るものを除く。）に係る貨物について認定手続を執る場合は、上記(1)ロにかかわらず、申立人に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）」（C-5815）</u>を交付することにより行う。</p> <p>(3) （同左）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（証拠・意見の提出期限）</p> <p>69の12-1-3 前記69の12-1-2の規定による認定手続開始通知を受け取った輸入者等又は権利者が法第69条の12第1項に規定する証拠（法第69条の12第4項に規定する書類を含む。以下この節において同じ。）の提出又は意見の陳述を行う場合の期限等は、次による。</p> <p>(1) 回答期限 輸入者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）等」又は「認定手続開始通知書（権利者用）等」の日付の日の翌日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。）以内とする。ただし、疑義貨物のうち生鮮貨物（腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。）については、原則として、3日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内とする。</p> <p>(2)及び(3) （省略）</p>	<p>（証拠・意見の提出期限）</p> <p>69の12-1-3 前記69の12-1-2の規定による認定手続開始通知を受け取った輸入者等又は権利者が法第69条の12第1項に規定する証拠（法第69条の12第4項に規定する書類を含む。以下この節において同じ。）の提出又は意見の陳述を行う場合の期限等は、次による。</p> <p>(1) 回答期限 輸入者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）等」又は「認定手続開始通知書（権利者用）等」の日付の日の翌日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。）以内とする。<u>（過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。）</u>。ただし、疑義貨物のうち生鮮貨物（腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。）については、原則として、3日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内とする。</p> <p>(2)及び(3) （同左）</p>
<p>（疑義貨物に対する調査等）</p> <p>69の12-1-4 認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。</p> <p>(1) 認定手続の期間 疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）等」の日付の日（前記69の12-1-2の(2)により認定手続開始通知を行った場合は、「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」の日付の日）の翌日から起算して1か月以内を目途とする。1か月以内（特許権、実用新案権若しくは意匠権を侵害するか否か又は不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為を組成する物品に該当するか否かに係る認定手続の場合には、法第69条の20第1項の規定による求めを行うことができることとなる日までの間）に認定手続が終了しない場合には、輸入者等にその理由を連絡する。</p>	<p>（疑義貨物に対する調査等）</p> <p>69の12-1-4 認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。</p> <p>(1) 認定手続の期間 疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）等」の日付の日（前記69の12-1-2の(2)により認定手続開始通知を行った場合は、<u>「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」</u>又は「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」の日付の日）の翌日から起算して1か月以内を目途とする。1か月以内（特許権、実用新案権若しくは意匠権を侵害するか否か又は不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為を組成する物品に該当するか否かに係る認定手続の場合には、法第69条の20第1項の規定による求めを行うことができることとなる日までの間）に認定手続が終了しない場合には、輸入者等にその理由を連絡する。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2)~(6) (省略)</p> <p>(疑義貨物の点検等)</p> <p>69の12-1-5 認定手続における疑義貨物の点検の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 点検の申請 輸入者等又は申立人からの点検の申請は、「疑義貨物点検申請書」(C-5818)(2部。原本、交付用)に「認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(輸入者等用)等」又は「認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(申立人用)等」の写しを添えて提出するよう求める。</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p> <p>(輸入差止申立書の添付資料)</p> <p>69の13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 識別ポイントに係る資料 当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、真正商品又は侵害すると認める物品の特徴(商品名や型番等の特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法)を示したもの(特に、侵害すると認める物品が、いわゆるデッドコピー商品の場合には、真正商品と侵害すると認める物品の違いを写真により明示した資料の提出を求めるものとする。)</p> <p>(4)及び(5) (省略)</p> <p>(見本検査承認申請等)</p> <p>69の16-1 見本検査承認申請に係る取扱いは次による。</p> <p>(1) 見本検査承認申請をしようとする申立人(以下「申請者」という。)に</p>	<p>(2)~(6) (同左)</p> <p>(疑義貨物の点検等)</p> <p>69の12-1-5 認定手続における疑義貨物の点検の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 点検の申請 輸入者等又は申立人からの点検の申請は、「疑義貨物点検申請書」(C-5818)(2部。原本、交付用)に「認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(輸入者等用)」又は「認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書(申立人用)」(疑義貨物が特許権、実用新案権、意匠権若しくは保護対象営業秘密の輸入差止申立てに係るものであるときは、「認定手続開始通知書(輸入者等用)等」又は「認定手続開始通知書(権利者用)等」)の写しを添えて提出するよう求める。</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p> <p>(輸入差止申立書の添付資料)</p> <p>69の13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 識別ポイントに係る資料 当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、真正商品又は侵害すると認める物品に特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法を示したもの</p> <p>(4)及び(5) (同左)</p> <p>(見本検査承認申請等)</p> <p>69の16-1 見本検査承認申請に係る取扱いは次による。</p> <p>(1) 見本検査承認申請をしようとする申立人(以下「申請者」という。)に</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、「見本検査承認申請書」（C-5896）（2部。原本、交付用）に、「<u>認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）等</u>」の写しを添付して、当該認定手続に係る事務を処理する知的財産調査官等に提出させる。この場合において、見本の検査を第三者に委託する場合には、その委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに委託する理由を「見本検査承認申請書」の「その他参考となるべき事項」欄に記載させるとともに、委託を証する書面を添付させるものとする。</p> <p>(2)～(4) （省略）</p> <p>（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）請求ができる期間の延長）</p> <p>69の17-3 法第69条の17第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合（原則として、前記69の12-1-2(1)の規定による認定手続を含む。）<u>以外の場合に行うこととし、法第69条の17第1項に規定する通知日（受理された輸入差止申立てに係る認定手続の場合は、申立不正競争差止請求権者（保護対象営業秘密に係る輸入差止申立てが受理された不正競争差止請求権者をいう。以下この項において同じ。）が法第69条の12第1項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）を把握した後速やかに、輸入者等及び不正競争差止請求権者に対し、前記69の12-1-2(1)の規定による認定手続である場合には「経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知書（保護対象営業秘密関係）」（C-5953）により、同(2)の規定による認定手続である場合には「経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知書（申立不正競争差止請求権者への認定手続開始日通知書兼用）」（C-5953-1）により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。</u></p> <p>（特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長）</p> <p>69の17-6 法第69条の17第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に</p>	<p>は、「見本検査承認申請書」（C-5896）（2部。原本、交付用）に、「<u>認定手続開始通知書（権利者用）等</u>」の写しを添付して、当該認定手続に係る事務を処理する知的財産調査官等に提出させる。この場合において、見本の検査を第三者に委託する場合には、その委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに委託する理由を「見本検査承認申請書」の「その他参考となるべき事項」欄に記載させるとともに、委託を証する書面を添付させるものとする。</p> <p>(2)～(4) （同左）</p> <p>（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）請求ができる期間の延長）</p> <p>69の17-3 法第69条の17第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、<u>同項に規定する通知日（受理された輸入差止申立てに係る認定手続の場合は、申立不正競争差止請求権者（保護対象営業秘密に係る輸入差止申立てが受理された不正競争差止請求権者をいう。以下この項において同じ。）が法第69条の12第1項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）を把握した後速やかに、輸入者等及び申立不正競争差止請求権者に対し、「経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知書（申立不正競争差止請求権者への認定手続開始日通知書兼用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5953）により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。</u></p> <p>（特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長）</p> <p>69の17-6 法第69条の17第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合（原則として、前記69の12-1-2(1)の規定による認定手続の場合を含む。）以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日（受理された輸入差止申立てに係る認定手続の場合は、申立特許権者等（受理された輸入差止申立てに係る特許権者等をいう。以下同じ。）が法第69条の12第1項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）を把握した後速やかに、輸入者等及び特許権者等に対し、<u>前記69の12-1-2(1)の規定による認定手続である場合には「特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知書」（C-5928）により、同(2)の規定による認定手続である場合には「特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知書（申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書兼用）」（C-5928-1）により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。</u></p>	<p>規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日（受理された輸入差止申立てに係る認定手続の場合は、申立特許権者等（受理された輸入差止申立てに係る特許権者等をいう。以下同じ。）が法第69条の12第1項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）を把握した後速やかに、輸入者等及び<u>申立特許権者等</u>に対し、「特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知書（<u>申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用</u>）」（C-5928）により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。</p>
第9章 雑則	第9章 雑則
（税関事務管理人の事務の範囲）	（税関事務管理人の事務の範囲）
<p>95-1 法第95条第1項に規定する「これに関する事項」とは、例えば、次に掲げる事項をいう。</p>	<p>95-1 法第95条第1項に規定する「これに関する事項」とは、例えば、次に掲げる事項をいう。</p>
<p>(1) （省略）</p> <p>(2) 税関長又は税関の支署その他の税関官署の長（所属職員を含む。以下「<u>税関長等</u>」という。）が<u>法第95条第1項に規定する申告者等（以下「申告者等」という。）</u>に対して発する書類（輸出入・港湾関連情報処理システムを使用した通知を含む。以下この項において同じ。）の受領及び<u>当該申告者等に対する当該書類の送付</u></p> <p>(3) 申告者等が<u>税関長等</u>に対して提出する書類の受領及び<u>当該税関長等に対する当該書類の提出</u></p> <p>(4) （省略）</p>	<p>(1) （同左）</p> <p>(2) 税関長又は税関の支署その他の税関官署の長（所属職員を含む。以下「<u>税関長等</u>」という。）が発する書類（輸出入・港湾関連情報処理システムを使用した通知を含む。以下この項において同じ。）の受領</p> <p>(3) <u>法第95条第1項に規定する申告者等（次項から95-4までにおいて「申告者等」という。）への税関長等から受領した書類の送付</u></p> <p>(4) （同左）</p>
（税関事務管理人の届出手続）	（税関事務管理人の届出手続）



## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>95-2 法第95条第2項の規定による届出の手續は、次による。</p> <p>(1) 税関事務管理人の届出は、「税関事務管理人届出書（消費税等納税管理人届出書兼用）」（C-7500）2通（原本、交付用）を法第95条第1項に規定する税関関係手續等（以下「<u>税関関係手續等</u>」という。）を行う税関官署に提出することにより行わせ、うち1通（交付用）に受理印（C-5000）を<u>押印</u>して届出者に交付する。<u>なお、申告者等と税関事務管理人との間に税関関係手續等の処理に係る委任契約その他の契約がある場合には、令第84条第2項の規定に基づき添付される当該契約の内容を明らかにする書類により当該内容を確認するものとする。</u></p> <p>この場合において、当該届出書を提出すべき税関官署が二以上あるときは、いずれか一の税関官署に提出させるものとする。</p> <p>(2) 上記(1)の規定により届出書が提出された場合には、申告者等が実在することを確認するものとする。</p> <p>(3) 税関事務管理人の解任の届出は、「税関事務管理人解任届出書（消費税等納税管理人解任届出書兼用）」（C-7510）2通（原本、交付用）を上記(1)の規定により届出書を提出した税関官署に提出することにより行わせ、うち1通（交付用）に受理印（C-5000）を<u>押印</u>して届出者に交付する。</p> <p>（税関事務管理人の権限の消滅）</p> <p>95-3 税関事務管理人の権限は、その解任によるほか、申告者等の死亡（法人に<u>あつては</u>、その解散（合併による解散を除く。）。以下この項において同じ。）若しくは申告者等が<u>破産手續開始の決定を受けたこと</u>又は税関事務管理人の死亡若しくは<u>税関事務管理人が破産手續開始の決定</u>若しくは<u>後見開始の審判を受けたこと</u>によって消滅する。</p> <p>（税関事務管理人の権限の消滅後の効果）</p> <p>95-4 税関事務管理人の権限の消滅後、その消滅を知らないで、税関事務管理人であった者によって行われた、又は税関事務管理人であった者に対して行った行為は、申告者等（税関関係手續等を行う義務を承継した者を</p>	<p>95-2 法第95条第2項<u>《税関事務管理人》</u>の規定による届出の手續は、次による。</p> <p>(1) 税関事務管理人の届出は、「税関事務管理人届出書（消費税等納税管理人届出書兼用）」（C-7500）2通（原本、交付用）を法第95条第2項に規定する税関関係手續等を行う税関官署に提出することにより行わせ、うち1通（交付用）に受理印（C-5000）を<u>押なつ</u>て届出者に交付する。</p> <p>この場合において、当該届出書を提出すべき税関官署が二以上あるときは、いずれか一の税関官署に提出させるものとする。</p> <p>(2) 上記(1)の規定により届出書が提出された場合には、<u>必要に応じて</u>、申告者等が実在すること及び申告者等と税関事務管理人との間の<u>委任契約関係等</u>を確認するものとする。</p> <p>(3) 税関事務管理人の解任の届出は、「税関事務管理人解任届出書（消費税等納税管理人解任届出書兼用）」（C-7510）2通（原本、交付用）を上記(1)の届出書を提出した税関官署に提出することにより行わせ、うち1通（交付用）に受理印（C-5000）を<u>押なつ</u>て届出者に交付する。</p> <p>（税関事務管理人の権限の消滅）</p> <p>95-3 税関事務管理人の権限は、その解任によるほか、申告者等の死亡（法人に<u>あつては</u>、その解散（合併による解散を除く。）。以下この項において同じ。）若しくは<u>破産</u>又は税関事務管理人の死亡若しくは<u>破産</u>若しくは<u>税関事務管理人が後見開始の審判を受けること</u>によって消滅する。</p> <p>（税関事務管理人の権限の消滅後の効果）</p> <p>95-4 税関事務管理人の権限の消滅後の効果は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 税関事務管理人の権限の消滅後、その消滅を知らないで、税関事務管理人であった者によって行われた、又は税関事務管理人であった者に対</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>含む。以下この項において同じ。）によって行われた、又は申告者等に対して行った行為とするものとする。</p>	<p>して行った行為は、申告者等（税関関係手続等を行う義務を承継した者を含む。以下同じ。）によって行われた、又は申告者等に対して行った行為とするものとする。</p>
<p><u>（特定税関事務管理人と税関事務管理人の事務との関係）</u></p> <p>95-5 <u>特定税関事務管理人が処理することができる事項は、法第95条第3項に規定する特定事項に限られることから、特定税関事務管理人は、当該特定事項に係る書類を除き、法第2条の4において読み替えて準用する国税通則法第12条第1項又は第3項《書類の送達》の規定による送達を受けることができないことに留意する。</u></p> <p><u>（申告者等が税関事務管理人の届出をすべきことの求めに応じた場合の手続）</u></p> <p>95-6 <u>申告者等が法第95条第3項の規定による税関事務管理人の届出をすべきことの求めに応じた場合には、申告者等は、同条第2項の規定により税関事務管理人の届出をしなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>（国内便宜者が税関事務管理人となることの求めに応じた場合の手続）</u></p> <p>95-7 <u>法第95条第4項に規定する国内便宜者（以下この項において「国内便宜者」という。）が同項の規定による申告者等の税関事務管理人となることの求めに応じた場合において、当該申告者等が当該国内便宜者を税関事務管理人として定めたときは、当該申告者等は、同条第2項の規定により税関事務管理人の届出をしなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>（密接な関係を有する者の範囲）</u></p> <p>95-8 <u>法第95条第5項第1号に規定する「密接な関係を有する者」とは、次に掲げる者をいう。</u></p> <p>(1) <u>過去に特定申告者等（法第95条第5項に規定する特定申告者等をい</u></p>	<p>(2) <u>法第95条第3項に規定する帳簿書類等の税関への提示義務については、税関事務管理人の権限の消滅後においても、当該税関事務管理人が行った税関関係手続等に係る帳簿書類等の提示義務を負うことに留意する。</u></p>
	(新規)
	(新規)
	(新規)
	(新規)
	(新規)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>う。以下この項から95-11までにおいて同じ。）に係る課税の基因となつた取引又は特定申告者等に係る税関関係手続等若しくは貨物の運送、倉庫保管等について契約関係にあり、現在も引き続き当該契約関係を有する者</u></p> <p><u>(2) 過去に特定申告者等に係る課税の基因となつた取引又は特定申告者等に係る税関関係手続等若しくは貨物の運送、倉庫保管等について契約関係にあり、現在は当該契約関係を有しないが、現在も当該特定申告者等と密に連絡を取り合う関係にある者</u></p> <p><u>(継続的に又は反復して行う場を提供する事業者の範囲)</u></p> <p><u>95-9 法第95条第5項第2号に規定する「継続的に又は反復して行う場を提供する事業者」とは、例えば、プラットフォーム（インターネットにおいて販売者が不特定かつ多数の者との間で物品の売買取引を行う場）を提供する者が該当するが、特定申告者等との間で単発の取引仲介のみを行う事業者は特定申告者等へ「継続的に又は反復して行う場」を提供していないため、その対象には含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(その他これに類する事実の範囲)</u></p> <p><u>95-10 令第84条の2第3号に規定する「その他これに類する事実」とは、一方の法人の役員のうち2分の1以上又は代表する権限を有する役員が他方の法人によって実質的に決定されていると認められる事実があることをいう。</u></p> <p><u>(特定事項を処理させる必要がなくなったときの範囲)</u></p> <p><u>95-11 法第95条第6項に規定する「特定事項を処理させる必要がなくなったとき」とは、例えば、関税に関する調査が終了し、特定申告者等が税関関係手続等を行う見込みがないこと等により、税関長等から特定申告者等に対し接触の必要性がなくなった場合や、特定申告者等から同条第2項の規定による税関事務管理人の届出がされた場合等が該当する。</u></p> <p><u>(帳簿書類の提示義務を負う税関事務管理人の範囲)</u></p> <p><u>95-12 法第95条第8項の規定により、自己が処理した税関関係手続等に係</u></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p><u>(新規)</u></p> <p></p> <p><u>(新規)</u></p> <p></p> <p><u>(新規)</u></p> <p></p> <p><u>(新規)</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>る帳簿書類の税関への提示義務を負う税関事務管理人には、同条第 5 項の規定により特定税関事務管理人として指定された者及び申告者等により解任された後で再び当該申告者等により税関事務管理人として定められた者を含む。ただし、特定税関事務管理人として指定された者については、令和 5 年 10 月 1 日以後にその者が処理した税関関係手続等に係る帳簿書類に限り、その提示義務を負うことに留意する。</u></p> <p>（税関事務管理人と通関業の関係）</p> <p>95-13 税関事務管理人による税関関係手続等の処理が、通関業法第 2 条第 1 号《定義》に掲げる通関業務を業として行う場合に該当する場合には、<u>当該税関事務管理人は同法第 3 条《通関業の許可》の規定による許可を受けなければならないので留意する。</u></p>	<p>（税関事務管理人と通関業の関係）</p> <p>95-5 税関事務管理人による、<u>法第 95 条第 1 項《税関事務管理人》に規定する税関関係手続等の処理が、通関業法第 2 条第 1 号《定義》に掲げる通関業務を業として行う場合に該当する場合には、同法第 3 条《通関業の許可》の規定による許可を受けなければならないので留意する。</u></p>